

様式第 1 号別紙 1

宮古市若者 U・I ターン支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 当支援金に関する報告及び現地調査について、岩手県及び宮古市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 岩手県及び宮古市が実施する移住定住施策に関する調査やインタビューなど、移住定住に係る調査等に協力します。
- 3 宮古市への移住に際し、申請者及び当支援金の算定の対象となった世帯員について、他に宮古市移住支援金及び宮古市地方就職支援金の交付を受けません。
- 4 以下の場合には、宮古市若者 U・I ターン支援金交付要綱第 12 条の規定に基づき、交付した支援金に相当する額を返還します。
 - (1) 当支援金の申請に関し、虚偽の申請をした場合
 - (2) 申請日から起算して 1 年以内に、宮古市内から転出した場合
 - (3) 申請日から起算して 1 年以内に、支援金の交付の要件となった職を辞した場合
 - (4) 申請日から起算して 1 年以内に、支援金の交付の要件となった岩手県中小企業団体中央会が実施する岩手県地方創生起業支援金の交付決定を取り消された場合
 - (5) 宮古市若者 U・I ターン支援金交付要綱第 11 条の報告の求めに応じない場合
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、支援金の交付の要件として市が定める要件に該当しなくなった場合